

令和 2 年第 1 回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 中 田 靖 人

1 開催日 令和2年3月6日（金曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第70号 青い森セントラルパーク条例を廃止する条例の制定について

議案第73号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）

議案第84号 協定の一部変更について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	山脇	智
副委員長	中田	靖人	委員	山本	治男
委員	山崎	翔一	委員	秋村	光男
委員	軽米	智雅子	委員	里村	誠悦

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川	覚	都市整備部参事	石郷	昭規
都市整備部長	大櫛	寛之	水道部参事	伊藤	三千雄
都市整備部理事	長井	道隆	交通部次長	工藤	健志
水道部長	小鹿	継仁	都市政策課長	坂牛	裕
交通部長	赤坂	寛	交通部管理課長	今	国弘
都市整備部次長	高村	功輝	関係課長等		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村	結衣	議事調査課副参事	櫻田	新司
---------	----	----	----------	----	----

○奈良岡隆委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

議案第70号「青い森セントラルパーク条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第70号「青い森セントラルパーク条例を廃止する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、提案理由について御説明申し上げます。

（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業におきまして（仮称）青森市アリーナを整備するとともに都市公園法に基づく公募設置管理制度を活用するに当たり、青い森セントラルパークを都市公園として位置づけるため、提案するものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

青い森セントラルパークを都市公園として位置づけることにより、青森市都市公園条例が適用となりますため、現行の青い森セントラルパーク条例を廃止するものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上、議案第70号について御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御説明につきましては以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 一般質問の中でさまざま都市整備部長に答えていただいたので質疑はしないんですけども、やはり、私どもの立場としては、公園内に民間収益施設をつくる必要性があるのかどうかという部分で反対ですので、議案第70号と、この後出てくる議案第77号も関連するんですけども、反対するということで意見として述べさせていただきます。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 73 号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 議案第 73 号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、改正理由ですが、令和元年 5 月 17 日に建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、1 つには、省エネ性能向上計画の複数建築物の認定についてであります。従来、省エネ性能向上計画の認定を受けた単独の建築物について、省エネ性能向上のための設備の設置スペースに関し容積率の特例が受けられましたが、省エネ性能向上の取り組みを促進するため、複数の建築物の連携による計画認定が可能となりますことから、既にある 1 棟ごとの認定の事務手数料を活用し、それらを棟数分合算することで、当該認定の事務手数料を算定する規定を追加するものであります。

一例といたしまして、A 棟が 2000 平方メートル、B 棟が 250 平方メートル、C 棟が 1000 平方メートルであった場合、それぞれ 7 万 3000 円、8000 円、2 万 4000 円となり、これらを合算した額の 10 万 5000 円が認定手数料の額となるものであります。

2 つには、共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化についてであります。

(1) として、従来、建物の断熱性能等を示す外皮基準等の省エネ性能につきまして、住戸ごとに評価しておりましたが、評価方法の簡素化のため、各フロアの高さや面積などの基本情報をもとに建物全体の省エネ性能を評価できる簡易な計算方法が導入されますことから、当該認定の事務手数料を追加するものであります。

額につきましては、事務作業量が同等である既に定めている面積の区分に応じた他の認定手数料と同額にしております。

また、(2) として、従来、共同住宅の廊下等のいわゆる共用部分も評価の対象としておりましたが、評価方法の合理化のため、共用部分の評価を省略できることとなりますことから、既にある認定の事務手数料を活用し、共用部分を除いた住戸部分の合計面積に応じて事務手数料を算出する規定を追加するものであります。

最後に、施行期日につきましては、公布日としております。

資料3 ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容をわかりやすく対比させたものであります。

以上、議案第73号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御説明につきましては以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 議案第77号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、提案理由について御説明申し上げます。

（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業におきまして（仮称）青森市アリーナを整備するとともに都市公園法に基づく公募設置管理制度を活用するに当たり、必要な改正を行うため、提案するものであります。

次に、改正事項について御説明申し上げます。

1つ目は、都市公園における公園施設の建築面積の基準の設定についてであります。

2つ目は、公募設置管理制度の活用により民間事業者が設置する公募対象公園施設の設置管理許可に係る使用料及び利便増進施設の占用に係る使用料の設定についてであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

1つ目の公園施設の建築面積の基準の設定につきましては、都市公園法第4条第1項ただし書きの規定に基づき、青い森セントラルパークに限り、通常建蔽率2%に上乗せ可能な運動施設等の建蔽率の特例加算を24%とするものであります。

また、平成29年の都市公園法の改正に合わせ、公募対象公園施設の建蔽率

の特例加算を10%とするものであります。

2つ目の設置管理許可に係る使用料及び利便増進施設の占用に係る使用料の設定につきましては、これまで、都市公園における公園施設の設置に係る使用料につきましては自動販売機の設置など小規模かつ多数の都市公園に分散して設置される事例に利用してきたところであります。

一方、公募設置管理制度を活用することにより民間事業者が設置する公募対象公園施設は、1つの都市公園内に一定の規模を有する施設が設置されますことから、公募対象公園施設の設置管理許可に係る使用料を青森市行政財産目的外使用料条例により算出した額とするものであります。

また、公募設置管理制度の活用により民間事業者が設置できるとされております自転車駐車場や、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔などの占用物件、いわゆる利便増進施設に係る占用の使用料につきましても同様に、青森市行政財産目的外使用料条例により算出した額とするものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上、議案第77号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御説明は以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 質疑ではないんですけども、先ほど述べたように、議案第70号と同様の理由で反対するので、お願いします。

○奈良岡隆委員長 はい、わかりました。ほかに発言はありませんか。秋村委員。

○秋村光男委員 ちょっと確認なんですけれども、今回の青い森セントラルパークの場合には、特例加算と通常建蔽率とを合わせるといいますか、24%に2%プラスして26%になるということで、その他の都市公園については10%ということよろしいですか。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 青い森セントラルパークにつきましては、御議決いただきますと、運動施設については26%になるということになります。その他の都市公園につきましては、2%というのが基本でありまして、さらに運動施設等については既に10%プラスできるようにはなっておりますので、他の都市公園については、運動施設であれば12%となるものです。

○奈良岡隆委員長 よろしいですか。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 77 号については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号「協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大榎寛之都市整備部長 議案第 83 号「協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所につきましては、資料のとおりであります。

青森駅自由通路の整備につきましては、平成 30 年 7 月 18 日に鉄道事業者である青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定を締結し、今年度は、荷物搬送用通路の撤去を行った後、自由通路や乗りかえ跨線橋の基礎及び線路上空部分にかかる鉄骨の組み立てを順次進めているところであります。

3 年目となります令和 2 年度の主な工事内容といたしましては、自由通路等の基礎及び線路上空部分以外にかかる鉄骨の組み立て並びに自由通路等の内外装・設備工事を行うこととしており、青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で、協定金額 25 億 3445 万 2325 円として令和 2 年度施行する工事に係る協定を締結しようとするものであります。

以上、議案第 83 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御説明につきましては以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 もう既に工事の建設も進んでいますし、相手方もある協定だということは重々わかっているんですけども、これまで一貫して反対してきたということもあって、会派内で話し合った結果、やはり賛成できないということになってしまったので、申しわけないんですけども、議案第 83 号については反対するということで、意見を申し述べさせていただきます。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 83 号については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 84 号「協定の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 議案第 84 号「協定の一部変更について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所につきましては、資料のとおりであります。

今年度は、荷物搬送用通路の撤去を行った後、自由通路や乗りかえ跨線橋の基礎及び線路上空部分にかかる鉄骨の組み立てを順次進めているところであります。

また、駅舎に係る鉄骨について、今年度内に製作する予定としておりましたが、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所によりますと、工事工程を再検討した結果、来年度に搬入したほうが施行上合理的であることが判明したことから、搬入時期を来年度とするなどの工事内容の変更を行ったとのことであります。なお、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所からは、今回の工事内容の変更による自由通路及び駅舎の供用開始時期に影響はなく、来年度末に供用開始する予定であると伺っております。

今回の工事内容の変更により減額となります金額は 4 億 7033 万 3623 円となります。

以上、議案第 84 号について御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御説明につきましては以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 質疑ではないんですけども、議案第 84 号も議案第 83 号と同じ理由で反対します。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。秋村委員。

○秋村光男委員 変更金額がかなりの額で、全体のパーセンテージからいくと 26%を超えているということで、何がこんなに削減になったのかと思って

いたんです。今、部長のお話を伺って、年度を変えたほうがいいのかというふうなお話があったかと思うんですが、その辺のところ——これほど削減できた理由をお伺いしたいと思います。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 今回減額となりますけれども、全体の工事費自体について変更するものではありませんので、あくまで施行する年度が変わることによって今年度分が減額ということでもあります。その内容ですけれども、作業ヤードが非常に限られたスペースであるということがありまして、そのような中で進めていくに当たって、鉄骨を搬入してくると作業ヤード内に置く必要があるということになりますけれども、その限られた作業ヤード内をうまく使うという観点からは、駅舎の工事の進捗状況に合わせて鉄骨の搬入を計画したほうが合理的であるということです。今の状況であると、来年度に搬入をしたほうが作業ヤード——施行スペースを極力広く確保できるということで伺っておりますので、そういう観点で、工程の調整ということで来年度になったということでもあります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 作業工程の変更によって、今年度より来年度に持っていったほうがベターだということですね。わかりました。

○奈良岡隆委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうすると、来年度、今減った分がふえるというわけではないのですか。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 現時点では、もともと令和2年度に予定をしておりました工事のうち、令和2年度末の供用開始に影響がないような、乗りかえ跨線橋の撤去ですとか外構工事等の施行を令和3年度にすることによって、令和2年度の工事量については変更しないということで予定をしておりました、先ほどの令和2年度の協定金額については御提案をさせていただいているところでありますので、今の段階では、令和2年度はその協定金額の中で施行する予定というふうに伺っております。

○奈良岡隆委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうすると、単純にこの部分は完璧に減額になったということか。ごめんなさい、よく理解していない。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 トータルの金額は変わりませんので、このままでいけば令和3年度に恐らく追加になりますけれども、事業費全体も施行していく中で見直し等があるかもしれませんので、またその中で検討していくところでもあります。

〔軽米智雅子委員「わかりました。ありがとうございます。」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 84 号については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)